

## 愛媛県フリースクール連携推進事業におけるフリースクール選定ガイドライン

愛媛県教育委員会

健全な運営体制の下、不登校児童生徒等に対し、適切な支援を行っている施設として、愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）が選定するフリースクールの選定基準は次のとおりとする。

### 【選定基準】

#### 1 運営主体・事業運営について

- (1) 不登校児童生徒を通所させる常設の施設を有し、相談・指導等を行うとともに当該児童生徒及びその保護者等に対する相談等の支援を行っていること。
- (2) フリースクール（以下「当該施設」という。）の運営主体（以下「運営事業者」という。）は、法人・個人を問わないが、安定的な運営に支障がない程度の財務状況であること。
- (3) 運営事業者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ一定の社会的信頼を有していること。
- (4) 運営事業者は、次の条件を全て満たしていること。
  - ア 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
  - イ 納税義務者にあっては、納税すべき税金を完納していること。
  - ウ 運営事業者又は運営事業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。
- (5) 事業の目的が、児童生徒の学校への復帰を妨げるものではないこと。
- (6) 著しく営利本位でなく、保護者等に対し、入会金や授業料等の経済的な負担について、適切な情報提供がなされていること。
- (7) 不登校児童生徒が通所可能な愛媛県内に施設を有していること。

#### 2 連携・協力について

- (1) 運営事業者は、学校と相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。
- (2) 運営事業者は、通所の状況等について児童生徒が在籍する学校に定期的に情報提供を行うこと。
- (3) 運営事業者は、相談・指導等の状況等を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連携・協力関係を構築していること。

#### 3 相談・指導等のあり方について

- (1) 我が国の学校教育制度を踏まえながら、個人のおかれている状況に配慮した計画的な相談・指導等が行われていること。
- (2) 受入れに当たっては面接を行うなどして、児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 体罰などの不適切な指導がなく、児童生徒の生命、身体その他人権を尊重した指導が行われていること。

#### 4 相談・指導等職員について

- (1) 相談・指導等にあたる職員は、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について十分な知識又は経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 不登校児童生徒の指導に必要な人数の職員を有し、配置していること。
- (3) 専門的なカウンセリング等を行うに当たっては、教育学や心理学、精神医学等、それを行うにふさわしい資格を有し、かつ専門的知識と経験を備えた職員が対応していること。

#### 5 施設・設備について

- (1) 当該施設は、不登校児童生徒の相談・指導等を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること。
- (2) 当該施設の施設・設備について、安全上の懸念がないこと。

#### 6 出席について

当該施設における児童生徒の活動が、在籍校において指導要録上出席扱いと認められていること。

#### 【その他】

#### 7 選定の有効期間及び選定内容の変更について

- (1) 本基準に基づくフリースクールの選定は、選定の日から令和7年3月31日までを有効とする。
- (2) 選定を受けた運営事業者は、申請書の内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を県教委に報告しなければならない。
- (3) 県教委は、本基準に基づくフリースクールの選定に疑義が生じた場合、当該運営事業者又は当該施設に対し、必要な調査を行うことができる。
- (4) 県教委は、前項の調査の結果、当該運営事業者又は当該施設に問題を発見した場合当該運営事業者に対して必要な指導をすることができる。

#### 8 選定の取消事由について

次の1以上に該当する場合、選定を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他選定のために提出した文書に虚偽の記載があった場合。
- (2) 選定後、上記1から5までの要件の一部又は全部を満たさない状況が生じた場合。
- (3) 債務不履行による強制執行等、財務上の信用懸念が生じた場合。
- (4) 重大な事件事故その他信用を毀損させる事由が生じた場合。
- (5) 合理的な理由なく、上記7(3)に定める調査を拒否した場合。
- (6) 合理的な理由なく、上記7(4)に定める指導に従わない場合。